

「適正な運賃収受のための周知」についての要請行動を実施

令和3年12月24日（金）、岩ト協高橋会長が岩手運輸支局 馬場首席運輸企画専門官、木村運輸企画専門官にご同行頂き、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、岩手県中小企業団体中央会へ「適正な運賃収受のための周知」についての要請行動を実施致しました。

今般の燃料価格上昇が運送事業者の経営状況に大きな影響を与えており、その負担を抱え込まない様、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージを適正な運賃収受に繋げ、荷主（運送委託者）と運送事業者が協議し、取引環境の適正化を図るため、3団体傘下の会員へ啓発リーフレットの配布と以下について理解と協力を求めました。

※ 3団体傘下の会員へ適正な運賃収受の周知リーフレットを（右図）を配布

国土交通省
中小企業庁

運送委託者の方へのお知らせ

燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか？

燃料費

高騰!

有効求人倍率

トラック運送業

平均

法令違反となるおそれがあります!!

● 運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

☒ 燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しの協議を拒んでいませんか。

☒ 燃料サーチャージの導入要請があったにもかかわらず、協議を拒んでいませんか。

こんな取引を目指しませんか？

● 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直す。

● 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。

本件に関して取引に支障が出たら
右記までご連絡ください。

→ 国土交通省 適正取引相談窓口 [連絡先は裏面をご覧ください]

■ 要望内容

- 貨物自動車運送事業者と協議の上、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しを行うこと。
- 貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する恐れがあるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となること。

岩ト協では、岩手日報紙面へ「標準的な運賃」の適用を含めた適正運賃収受の必要性について荷主企業等へ広く周知を図るべく広告を掲載（計6回）した他、岩ト協 各支部長より、上記3団体と同様、県内各商工会議所及び各商工会等へ要望行動を実施致しました。今後も、状況の改善に繋がるよう、荷主企業や一般の方への理解と協力を求める行動を継続して参ります。